

# 株式会社 fonfun 定款

平成 9 年 2 月 17 日作成  
平成 9 年 2 月 18 日公証人認証  
平成 9 年 3 月 3 日会社設立  
平成 9 年 12 月 22 日変更  
平成 10 年 4 月 1 日変更  
平成 11 年 6 月 28 日変更  
平成 12 年 3 月 15 日変更  
平成 12 年 6 月 30 日変更  
平成 12 年 9 月 22 日変更  
平成 14 年 6 月 28 日変更  
平成 15 年 6 月 27 日変更  
平成 16 年 6 月 29 日変更  
平成 17 年 6 月 29 日変更  
平成 18 年 6 月 29 日変更  
平成 18 年 10 月 1 日変更  
平成 19 年 6 月 28 日変更  
平成 21 年 1 月 4 日変更  
平成 21 年 6 月 26 日変更  
平成 21 年 12 月 14 日変更  
平成 26 年 6 月 27 日変更  
平成 28 年 6 月 24 日変更  
2022 年 6 月 22 日変更  
2023 年 3 月 1 日変更  
2025 年 2 月 1 日変更  
2025 年 6 月 26 日変更  
2025 年 1 月 30 日変更

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社 fonfun と称し、英文では、fonfun corporation と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータによる情報通信、情報処理および情報提供等のサービス
2. 上記に関わるソフトウェアの企画、開発、製造、販売および輸出入
3. コンピュータの利用、導入に関するコンサルティング業務
4. コンピュータおよびその周辺機器の企画、開発、製造、販売ならびに輸出入
5. インターネットアプリケーションサービスプロバイダー業務
6. 家庭用ビデオゲーム用ソフトウェアの企画、開発、製造および販売
7. 半導体、集積回路等の電子部品の開発、製造、販売および輸出入
8. 情報通信システムによる学習指導および各種セミナーの企画、運営
9. 通信教育、模擬試験の実施および学習塾、カルチャー教室の経営
10. 自動車、自動車部品・用品・付属品、自動車タイヤの販売、修理および輸出入
11. 医療機器、環境計量機器、放送通信機器の販売、修理、輸出入
12. 各種教材、学習機器の企画、制作、販売および輸出入
13. 映画、レコード、録音テープ、ビデオテープ、ビデオディスク、コンパクトディスク等の音楽・映像を録音・録画した商品の企画、製作、販売、賃貸、輸出入、および配給
14. 電気音響機械器具、映写音響機器の販売および輸出入
15. 事務用機器、事務用物品の販売および輸出入
16. 家庭用電気製品、インテリア・エクステリア用品、一般日用品雑貨、衣料品、衣料雑貨品および皮革製品の製造、販売ならびに輸出入
17. 写真機、写真機材および写真材料の販売ならびに輸出入
18. 時計、眼鏡、光学機械、計測器、測定器および理化学機械の販売ならびに輸出入
19. 建具、家具および什器の製造、販売ならびに輸出入
20. 絵画、宝石、貴金属、美術工芸品、民芸品および陶磁器の販売ならびに輸出入
21. キャラクターグッズに関する企画、販売および輸出入
22. スポーツ・レジャー用品、玩具の販売および輸出入
23. 生花、食料品、清涼飲料水、酒類、煙草および喫煙具の販売ならびに輸出入
24. 医薬品、医薬部外品および化粧品の販売ならびに輸出入
25. パンフレット、チラシの企画、制作、販売および輸出入
26. 新聞、雑誌および書籍の企画、編集、印刷、出版、販売ならびに輸出入

27. 各種商品流通および市場に関する情報の収集、処理ならびに通信販売業
28. 各種イベント・興業の企画・立案および運営に関する事業
29. 旅行業、旅館業ならびにスポーツ・医療・教育・文化各施設ならびに遊技場の経営
30. 電気通信事業、有線放送事業、一般放送事業
31. 工業所有権、著作権等の無体財産権の取得、譲渡、賃貸借およびその受託管理
32. 建築物の企画、設計および監理
33. 建築工事の請負
34. ユニットバス、キッチン、トイレ等の住宅設備機器の販売
35. 上記各号の販売、輸出入、運営および配給の代理・代行業ならびに仲立業
36. 不動産の売買・交換・賃貸借およびその仲介ならびに所有、管理および利用
37. 有価証券の投資、運用、売買および保有
38. 生命保険の募集に関する業務および損害保険の代理業
39. 広告代理業務
40. 電気通信サービスの加入手続に関する代理業
41. インターネットのホームページの企画および立案
42. 電子商取引（インターネット等による商品の販売）
43. 通信機器の企画、開発および販売
44. 映像、音響に関わる企画および立案
45. 金融業
46. 労働者派遣事業
47. 有料職業紹介事業
48. 経営コンサルティング業務
49. 企業経営の会計・マーケティング・デジタル等に関するアウトソーシングの受託
50. 人材育成および人材開発に関するコンサルティング業務、教育業務およびカウンセリング業務
51. 企業の合併・提携、事業譲渡、営業権譲渡、有価証券譲渡に関するコンサルティング業務ならびにそれらの斡旋および仲介
52. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、51,000,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- 2 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

## 第 3 章 株 主 総 会

### (招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時招集する。

### (定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

### (招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

### (電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### (決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

### (議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役および取締役会

### (員数)

第 18 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

- 2 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。
- 4 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第 24 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

### (員数)

第 25 条 当会社の監査役は、5名以内とする。

### (選任方法)

第 26 条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### (任期)

第 27 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

### (常勤の監査役)

第 28 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### (監査役会)

第 29 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

### (報酬等)

第 30 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### (監査役との責任限定契約)

第 31 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。

## 第 6 章 会計監査人

### (選任方法)

第 32 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

- 2 会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分

の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第33条 会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人との責任限定契約)

- 第34条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

- 第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

- 第36条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して支払う。

(中間配当)

- 第37条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

- 第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。